

# 令和2年度 農業・商工業支援事業のお知らせ

## ● 産業後継者新規就業支援事業

予算額 50万円

秩父別町内で農業・商工業などを営む方の後継者または新規就業者が、その自営業などに新たに就業する際の経営の継続発展を図るために、支援金を交付します。

### ◆対象者 ※次の全てに該当する年齢45歳未満で就業開始後6ヶ月以上の方

- ・秩父別町に住所を有すること。・公租公課に滞納がないこと。
- ・後継者の場合は、自営業などの経営を引き継いで経営者となる意志を有し、同時に申請時の経営者がその意志を認める方であること。
- ・新規就業者の場合は、自営業等を将来的に継続する意志があること。
- ・支援金の交付決定の日から5年以上秩父別町に住所を有し、対象となった自営業などに従事すること。

### ◆交付額

- ・50万円

※自営業など1経営体につき交付対象者は1人とし、交付は1度限りです。事情によりその支援金を返還した場合であっても、2回目の交付は行いません。

### ◆必要書類

- ・住民票、公租公課の滞納の無い証明書、新規就業の経営内容が確認できる書類
- ・支援金申請書、定住誓約書、経営継承及び経営承継承諾書（様式は役場産業課にあります）

## ● 農業後継者就学支援事業

予算額 36万円

秩父別町の農業経営の安定と優れた農業後継者を育成するために、農業関係高等学校または大学等に在学する方に必要な資金を交付します。

### ◆対象者

- ・秩父別町において、農業を営んでいる方の親族（2親等以内）で、農業高等学校、農業大学校、農業関係大学などに在学する学生のうち、卒業後に秩父別町で農業経営の担い手となって農業を営む方。

### ◆交付額

- ・高等学校：月額1万円（交付期間3年間）
- ・大学：月額3万円（交付期間4年間）
- ・短期大学、農業大学校、専門学校：月額3万円（交付期間2年間）

### ◆交付期間

- ・正規卒業または修了の最短期間とします。（高等学校と大学等を通算しての交付は行いません。）

### ◆必要書類

- ・申請書、家庭状況調査（様式は役場産業課にあります）
- ・在学証明書
- ・連帯保証人の源泉徴収票の写しまたは所得証明書
- ・戸籍謄本、住民票抄本（秩父別町に住所を有しない方）

## ● 農地所有適格法人設立支援事業

予算額 200万円

秩父別町内で経営の多角化、作業受託などの発展的な農業経営を目的に、農地所有適格法人を設立する農業者に対して、経営の初期段階に必要な資金を交付します。

### ◆対象者

- ・秩父別町に在住する親族（2親等以内）ではない2戸以上の農業者で法人を設立し、設立した年度から1年度以内に認定農業者になることを確約できる法人。

※1戸の農業経営者が2つ以上の法人の構成員になる場合、支援金の交付対象は1法人限りです。

### ◆交付額

- ・100万円

### ◆必要書類

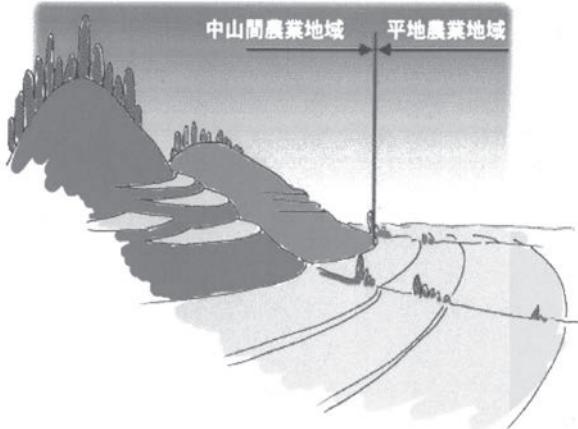
- ・申請書、認定農業者になる誓約書（様式は役場産業課にあります）
- ・法人の登記簿謄本及び定款

お問い合わせ 役場産業課産業グループ 電話 33-2111（内線65）

# 中山間地域直接支払制度について

## ◆中山間地域とは

平野部の端から山間部に至る地域のことを中山間農業地域といいます。高齢化が進む現在、平地に比べて傾斜地が多く、作業効率等の条件に不利な部分があることから、担い手の減少や耕作放棄の発生などが懸念されます。



## ◆制度の趣旨

平地に比べ農業生産条件が不利な中山間地域が、担い手の減少や耕作放棄地の発生を抑制することを目的として、農用地を維持・管理していくための活動を行うことで、支援を受けられる国の制度です。

平成12年度の制度創設以来、秩父別町でもこの制度に取り組んでいます。多面的機能支払交付金や環境保全型農業直接支払交付金とともに日本型直接支払制度へと組み込まれてからは、法律に基づく安定的な制度として実施されています。

第4期対策（平成27年度～令和元年度）では、水田を対象に4集落（東、東方、日の出、協栄）と協定を結びました。各集落においては様々な取り組みが行われています。

## ◆共同取組活動の主な内容

### 農業生産活動等

- ・耕作放棄地の発生防止活動（全集落）
- ・農地法面の崩壊未然防止活動、土質の改良（全集落）
- ・水路、農道等の適正な維持管理（全集落）
- ・多面的機能を増進する活動（全集落）  
～景観作物の植栽  
(東：ひまわり、東方：コスモス、協栄：マリーゴールド)
- ・都市住民との交流活動（日の出：稲刈り体験）



### 農業生産活動等の体制整備

- ・農地法面、水路、農道等の補修・改良（全集落）
- ・集落ぐるみの農業生産活動等の維持（全集落）

【なつみの里利用者の稲刈り体験：日の出集落】

## ◆令和元年度の対象農地面積・交付金の状況

集落名	戸数	交付対象面積		交付単価 (円／m <sup>2</sup> )	集落交付金 (円)	交付金の内訳	
			(m <sup>2</sup> )			直接支払分	共同取組分
東	11	急傾斜	172,877	21.0	3,943,017	1,971,511	1,971,506
		緩傾斜	39,075	8.0			
東方	22	緩傾斜	1,040,285	8.0	8,322,280	4,161,140	4,161,140
日の出	20	緩傾斜	681,800	8.0	5,454,400	2,727,200	2,727,200
協栄	32	急傾斜	24,988	21.0	11,980,348	5,990,174	5,990,174
		緩傾斜	1,431,950	8.0			
計	85		3,390,975		29,700,045	14,850,025	14,850,020

お問い合わせ 役場産業課産業グループ 電話 33-2111 (内線65)

